2026年度版_介護福祉士修学資金保証制度のQ＆A（2026年10月改訂）

修学資金保証制度のスキーム		
小分類	質問	回答
保証制度	介護福祉士修学資金保証制度（以下、本保証制度といいます）とはどのような制度ですか。	本保証制度は、各都道府県社会福祉協議会が実施している介護福祉士修学資金の貸付契約で法人保証の連帯保証人になっている法人に対して、当該法人が借受人（学生）に代わり弁済することとなった場合に、その資金を借受人（学生）に代わってイントラスト（保証会社）が当該法人に立替える（保証する）制度です。
既存の貸付制度との関係	本保証制度を利用することにより、各都道府県社会福祉協議会との貸付け契約書類で変更することはありますか。	本保証制度を利用する場合でも、貸付制度における契約関係及び法人保証は現状と同様で、変更する必要はありません。
	本保証制度を利用することを当県の社会福祉協議会に連絡する必要はありますか。	各都道府県の社会福祉協議会に連絡する必要はありません。
介養協会員校	介養協会員校は本保証制度を必ず利用しなければなりませんか。	必ず利用しなければならないということはありません。
	借受人（学生）が介養協会員校に在籍していない場合も利用できますか。	借受人（学生）が介養協会員校の学生の場合のみ利用できます。
本保証制度の対象	介護施設などが自己の資金で貸し付ける場合も本保証制度を利用できますか。	本保証制度はあくまでも各都道府県都道府県社会福祉協議会の貸付制度を利用する学生を対象としており、介護施設等が自己の資金を貸付けるケースでの利用はできません。
	社会福祉士など介護福祉士以外の修学資金貸付金でも利用できますか。	介護福祉士のみを対象としています。
	養成校や介護施設以外の法人でも連帯保証人であれば本保証制度を利用できますか。	原則、本保証制度の利用者は養成校・介護施設等に限定しております。養成校・介護施設等以外で本制度を利用を希望する場合は事前にご相談ください。引受可否について検討いたします。
本保証制度申込時期	学生が入学した４月から本保証制度を利用したい場合、いつまでに申し込めばいいですか。	修学資金貸付契約締結後二週間以内にお申込みください。（貸付契約締結前に利用登録申請と学生ごとの申込をして頂いても結構です。）
連帯保証人	養成校も連帯保証人になれますか。	各都道府県社会福祉協議会が認める限り、なれます。
	連帯保証人が個人の場合も利用できますか。	できません。法人保証のみ利用できます。
	貸付制度の連帯保証人は法人に勤務する個人（理事長や事務局長等）がなるケースがありますが、保証制度はそのようなケースは対象としてもらえないのでしょうか。（債務超過などを理由に、年によって社会福祉協議会の審査を通らず法人が連帯保証人になれないケースがあるため）	現時点の保証制度は、法人に限定しております。他にも同様のお問合せをいただいているため、今後検討される可能性がございます。
	貸付契約期間中に連帯保証人が変わった場合（例えば７年の契約期間のうち、最初の２年は養成校、その後５年は介護施設が連帯保証人）、保証制度の契約は継承できますか。	貸付契約の連帯保証人が変更された場合も保証します。 保証料の負担者が変わる場合は、イントラストの指定する方法で新しい請求先のご通知をお願いいたします。 新たな連帯保証人が利用者IDをお持ちでない場合は、利用登録申請書を提出し利用者IDの取得をお願いいたします。
保証基本契約	介養協とイントラストが締結する保証基本契約の骨子はどのようなものですか。	保証基本契約は、イントラストが連帯保証人に対して保証する内容及び保証する為の条件を定めたものです。詳しくは、保証約款(「個別保証契約」）をご確認ください。保証基本契約に基づく「個別保証契約」は、介養協が連帯保証人の代理としてイントラストと締結いたします。
保証会社	イントラストとは何ですか？	各都道府県社会福祉協議会の介護福祉士修学資金貸付制度利用時に必要な連帯保証人の経済的リスクを低減する為に保証を行う会社です。同社は東京証券取引所上場企業です。

本保証制度の内容		
小分類	質問	回答
	借受者（学生）が日本国籍の場合でもこの保証制度を利用できますか	日本国籍の方もご利用できます。

対象	２年制以外（４年制・３年制・１年制）の介護福祉士養成施設の学生も対象になりますか。	当面２年制を対象としていますが、それ以外も検討中です。
	入学して２年目から貸し付けを受けたのですが、本保証制度を利用できますか。	2026年度から対象を拡大し、２年目から貸付を受けた学生も本制度をご利用いただけることになりました。また、1年目から貸付を受けているが、2年目に連帯保証人が個人から法人に変更になった場合もお申込みいただけます。詳細は介養協ホームページの「2年生の引受」の追加の資料をご参照ください。
	入学時から貸し付けを受けていて、２年目以降に１年目の保証料も支払えば1年目の入学金や授業料についても保証してもらえますか。	原則として過去1年目にさかのぼっての保証は不可となります。 ただし、1年目に個人保証だった方が2年目から法人保証へ変更されるケースに限り、1年目の費用も保証対象となりご利用いただけます。
	借受人（学生）が解雇された場合も保証の対象ですか。	連帯保証人に過失があるわけではないので、保証の対象となります。
	借受人（学生）（全て当施設が連帯保証人）を複数の養成校からを受け入れて就労して頂く予定ですが、例えばA校の学生だけ保証制度を利用、B,Cの養成校からの学生は保証制度を利用しないということでもよいですか。	本保証制度申込は、連帯保証人単位で全件をお願いいたします。ご質問のケースでは、A,B,Cの養成校からの同年度入学の学生全てに関して本保証制度申込をお願いいたします。
	養成校の中で本保証制度を利用する学生と利用しない学生が混在してもよいですか。	養成校の中で利用する学生と利用しない学生が混在するのは問題ありません。但し、養成校が貸付制度の連帯保証人になる場合は、貸付制度を利用する当該学生全員についてお申込みいただく必要があります。
	保証制度の対象になるのは都道府県の社会福祉協議会の貸付金のみですか。 他の団体の貸付制度がありますが、そちらは保証していただけないのでしょうか。	本保証制度の対象は、各都道府県社会福祉協議会の介護福祉士修学資金貸付制度のみとなっております。
	都道府県によってルールが違うが、どこの都道府県の社会福祉協議会であっても保証してもらえますか。	各都道府県社会福祉協議会が提供している介護福祉士修学資金貸付制度であれば、保証可能です。 都道府県毎のルールに則って連帯保証人に返還請求がされる場合は、その金額に従って保証会社が弁済いたします。
	介護施設から、社会福祉協議会の連帯保証人の審査に落ちたのでこちらの保証制度に申し込みたいと連絡がありました。その場合でも申し込みできますか。	本保証制度は各都道府県介護福祉士修学資金貸付制度の連帯保証人になる法人への保証を行う制度でございます。各都道府県社会福祉協議会の同貸付金制度の保証を行うものではございません。 補足ですが、保証制度の申込を先にお済ませいただき、イントラストからの承認の連絡を待ってから、社会福祉協議会の貸付制度のお手続きを進めていただくことは可能です。 社会福祉協議会の貸付制度の契約が前提の保証制度となっておりますので、その前提が成立している限りは、どちらのお手続きが先であっても保証の提供は可能です。
保証期間	就職後５年未満の期間に介護施設を退職し、同県内の他の介護施設に転職した場合でも、５年目まで保証期間となりますか。	就職後５年目まで保証期間となります。
	病気などで学校を留年・休学した場合、保証期間はどうなりますか。	学校を留年・休学した場合でも返還免除対象業務完了日まで保証いたします。保証期間についての影響はありません。ただし、保証料は連続して７年間お支払いいただきます。
	保証契約の開始はいつになりますか。	契約確定通知をもちまして、保証基本契約書第３条に基づく保証制度の成約を裏付けるものとみなします。従って保証契約の成約日は、システム上で契約確定通知の処理を行った日となります。ただし、本保証制度の性質上、保証契約の開始日は一律、遡って当該年度の４月１日とさせていただいております。
	養成校の卒業が遅れ、就職が遅れた場合はどうなりますか。	卒業の遅れの理由如何により各都道府県社会福祉協議会の返還免除や猶予が決まることになりますので、それに従って保証期間の延長などを検討します。 基本的には、返還免除対象業務完了日まで保証いたします。保証料は連続して７年間お支払いいただきます。
	例えば介護施設で３年勤務した後に解約することはできますか？	原則、保証契約は７年契約、保証料は７年間の分割支払いになるため、途中で解約することはできません。特段のご事情がある場合は、保証会社（イントラスト）へご連絡ください。
	途中解約できないとのことですが、解約したら保証がなくなることを承知の上であっても解約は認められないのですか。それはなぜですか。	７年契約を前提に料率設計をしているためです。 保証制度の設計は全契約を通して、リスクや費用の試算をしております。
	当県の社会福祉協議会の貸付制度では、費目として「学費分」「入学準備金」「就職準備金」「受験対策費」以外の名称を使用していますが、これらの名称と同じ趣旨の費用であれば保証してもらえますか	本保証制度の趣旨と同じであれば、保証対象となります。
保証範囲	４年制大学の場合、貸付金額は１７０万円を超えるが、保証してもらえますか。	本保証制度は、当面２年制の養成校の学生が対象です。

保証限度	２年目以降に貸し付けを受けたのでトータルの借受額は限度額の１７０万円の半額以下ですが、保証料は半額にならないのですか。	本制度における保証料は、単純な「保証金額×事故率」の比例計算ではなく、主に以下の3つの構造的理由に基づき適正な価格を設定しております。 1. 事故発生時の「実際の平均支払額（代位弁済額）」は半額にならないため 修学資金貸付における返還不能リスク（退学や早期離職など）は、「在学中」や「就職後まもない初期段階」に集中する傾向がございます。このような早期段階で事故が発生した場合、170万円枠の契約であっても未だ全額を借り切っていない（貸付累計額が少ない）状態での代位弁済となるため、「1事故あたりに当社が実際に支払う平均損害額」は、170万円枠と84万円枠で大きな差が生じません。したがって、保証上限額が半分になっても、当社が負うリスクの期待値（純リスクコスト）は半分にはならず、保証料を大幅に引き下げることが構造上困難となっております。 2. 1契約あたりにかかる「固定的な運営・回収コスト」が存在するため 保証料には、将来の事故に備える「リスク費用」のほかに、契約の審査・管理、万が一の際の代位弁済手続きや求償権行使（法的措置や回収業務・弁護士費用等）に充てる「実務運営コスト（固定費）」が含まれております。これらの実務コストは、保証金額が170万円であっても84万円であっても一律で同額発生しております。 3. 小口保証商品における「最低保証料（フロア）」の設定 一般に金融・保証実務におきましては、保証金額が小口化した場合でも、健全な制度運営を維持するために「最低限必要な保証料（最低保証料水準）」が設定されます。今回の新商品につきましても、連帯保証人法人様の財政健全性と本制度の持続可能性を確実にお支えするための適正な下限価格として設定させていただいております。 実際の保証事業におきましては、前述の通り「事故が起きる時期の偏りによる平均損害額の発生メカニズム」と「回収等にかかる一律の固定費」という2つの現実的な要素が大きく影響いたします。仮に保証料のうち、「リスクに備える部分（変動費）」を保証額の減少に合わせて半額近くまで引き下げたとしても、「7年間/6年間にわたる契約管理費や法的回収費用（固定費）」につきましては、削減することができません。 今回の価格設定は、どうしても発生する固定運営費を維持するための限界水準となっております。何卒、本制度の安定運営に向けた当社の役割とサービス設計の趣旨をご理解いただき、ご賢察のうえご了承賜りますようお願い申し上げます。
	審査で不可となった場合にその理由を教えてもらえますか。	審査不可の理由についてご回答できません。

審査	審査にはどのような書類が必要ですか。	本人確認が出来るもの（学生が外国籍の場合は在留カード、日本人の場合はマイナンバーカード、免許証、資格確認書など）や日本語学校の卒業生の場合成績証明書（成績と出席状況がわかるもの）など。 その他、学生の状況によりケースバイケースで提出をお願いします。なお、学生証は公的なものとみなされないため不可とします。
	学生の保証申込の審査の結果はイントラストより直接、施設にいくのか、養成校にくるのか教えてください。	審査の結果はシステムにより確認できるほか、養成校へはメール通知が送られます。 介護施設等へはメール通知がございませんので、システムから結果をご確認いただく形となります。
	貸付制度は最大でも１６８万円ですが、なぜ１７０万円が上限額なのですか。	実質的には１６８万円が上限ということになります。保証会社での登録管理の都合、数字を丸めて設定いたしました。
保証料	学生が入学一年目で辞めてしまった場合、例えば学費が５０万円だった場合でも１７０万円保証してもらえるのでしょうか。	保証する金額は、各都道府県社会福祉協議会から返還請求があった金額になります。
	就職後５年目までの期間で保証料の額は変更される可能性がありますか。	年間保証料は契約時点で決定し、契約期間中は変更されません。
	７年間の保証料を一括前払いできますか。その場合は割引はありますか。	保証料は年払いのみです。連帯保証人への経済的負担を考えて７年分の保証料を分割払い頂くという考え方です。将来的には一括払いも検討します。
	保証料の金額は事故率何パーセントで計算されたものですか？	保証料の算定方法については非開示とさせていただきます。ただし、保証料の算定にあたり介護福祉士修学資金貸付の滞納等における実データを利用しております。
	在学中や就職後５年に満たない期間で代位弁済請求を受けましたが、その場合も就職後５年目までの保証料を支払う必要がありますか。	本保証制度の契約は、契約期間原則７年間・保証料は年払いとなります。保証会社が代位弁済金をお支払いする際に、未払保証料を差し引かせていただくことで７年間分の保証料を精算させていただくことになります。
	豪雪地域（その他離島・へき地等）に勤務して就職後３年で全額免除になった場合も４年目、５年目の保証料を支払う必要がありますか。	３年の返還免除対象業務従事で返還免除になる場合は、在学期間の２年間と同業務従事期間３年間の合計５年分の保証料のみで結構です。貸付金の返還が免除になったことが確認出来る書面をご提示頂きましたら、勤務後４年目・５年目の保証料は不要です。書面のご提示のタイミングによっては、一旦お支払い頂いたあと返金となるケースもございます。
	３年間の返還免除対象業務従事で返還免除になる場合は、在学期間の２年間と同業務従事期間３年間の合計５年間分の保証料支払でよいとのことですが、具体的な手続きについて教えてください。	保証料については、最初のご請求を除き毎年３月末までに請求書が発行されます。 １月末までに返還免除申請が受理された旨をイントラストに通知いただけますと、次年度以降の保証料の支払いを免除させていただきます。１月末を過ぎてから、返還免除申請が受理された旨を通知する場合は、次年度の保証料は請求書通りに一度お支払いいただき、後日イントラストから返金とさせていただきます。 ＊返還免除対象業務従事期間終了日が４月１日から１日でも経過する場合は、その年度の保証料は請求対象となります。 ＊一度お支払いいただいた保証料は、当該貸付金返還免除事由が発生した日から９０日以内に通知がない場合は返金の対象外となりますのでご注意ください。
	保証料は消費税が課税されますか。	保証料は課税対象にはなりません。
	通常7年間の保証期間の途中で消費税率が変更となった場合は、税率変更後の支払い分について変更後の消費税率が適用されますか。	上記の通り、保証料は課税対象になりませんので消費税率の変更による保証料の増減はありません。
	保証料の支払いが遅れた場合は遅延利息を支払うことになりますか。	遅延利息はありません。ただし、保証料のお支払いがない場合は保証契約が有効に作用しないため代位弁済を受けられない可能性がありますのでご注意ください。
	保証料の支払いが遅れた場合は本保証制度の保証契約は解約されますか。	保証料の支払いが遅延したことにより契約を解除することは原則ございません。ただし、保証料のお支払いがない場合は保証契約が有効に作用しないため代位弁済を受けられない可能性がありますのでご注意ください。
	保証料を借受人（学生）に負担させてもいいですか。	保証料負担者・負担方法については特段の制限がありませんが、今回の制度では連帯保証人に保証料を請求する運用です。
	保証料見合いの額を借受人（学生）に連帯保証人が貸し付け、就職後に返済させてもいいですか。	保証料負担者・負担方法について、特段の制限はありません。

	保証料は学生に支払わせる予定ですが、学生が保証料を払えなくなった場合にそちらも保証対象となりますか。 本保証制度では、保証料は申請者が保証会社に支払うことになっているので、学生が支払うことはできないと思いますが、教えてほしいです。	学生の保証料の支払いに対する保証はございません。 本保証制度は、各都道府県社協が運営する修学資金貸付金を受ける学生の連帯保証人の債務を保証するものです。 保証料につきましては、連帯保証人（保証制度の契約者）が保証会社に支払う義務があり、その結果、保証を受けることができます。 保証料を学生が支払うとのことですが、それは養成校や連帯保証人と学生の間でのことですので、こちらが関与・制限をするものではございません。
	同施設内で複数名契約している場合、保証料の請求書は借受人（学生）ごとに発行されますか。	請求書は各施設単位で発行いたします。同施設内で複数名が本保証制度を利用している場合は合算でご請求いたしますが、個別明細は添付いたします。
	同施設内で複数名契約している場合、保証料を合算して振り込むことは可能ですか。	合算でお振込みをお願いいたします。
	保証料の領収証発行はできますか。	領収証の発行はしておりません。
	保証料の支払いを口座振替にすることはできますか。	現在、現金振込のみに対応しております。
	保証料を支払う際の振込手数料はどちらの負担になりますか。	振込手数料は送金する側の負担でお願いいたします。 保証料：連帯保証人負担 代位弁済：イントラスト
	保証料の請求時期はいつになりますか。	初年度の請求は契約成立のタイミングによって異なりますが、保証契約成立後、１～２ケ月ほどで請求させていただきます。 次年度については、毎年３月に請求書をお送りいたします。
	保証料が高いのではないですか。	外国人留学生のうち卒業できなかった者は入学者の約２割であり、これを考えると決して高くない保証料です。
	契約締結後は保証料のやり取りには学校は関与せず、法人が直接保証会社とやりとりするのですか。	保証料の支払いに関するやり取りは法人（申請者）と保証会社が直接行います。
その他	養成校1校当たり、介護施設等1施設当たりの保証契約の人数の上限はありますか。	原則として保証契約を締結する人数の制限はありません。
	本制度に関して問い合わせをする際の連絡先を教えてください。	以下の宛先にメールにてお問合せ願います。 介養協メールアドレス：shugakushikin@kaiyokyo.net
	介養協以外にもこのような制度を扱っている機関はありますか。	社会福祉協議会が運用する介護福祉士修学資金の保証制度は介養協のみが取扱いをしております。なお、イントラストは家賃債務保証・医療費用保証・介護費用保証・養育費用保証・その他を手掛けております。

利用登録申請

小分類	質問	回答
利用者ID	同一法人が複数の都道府県の修学資金貸付金の連帯保証人となる場合でも利用者IDは一つだけ取得すればよいですか。	保証料の精算が施設単位ではなく、法人に集約される場合には、貸し付ける都道府県が複数ある場合でも利用者IDは一つ取得いただければ結構です。 ただし、同一法人でも保証料の支払いが施設ごとになる場合は、施設ごとに利用者IDの取得をお願いしております。
	就職予定の介護施設が同一法人内に複数ある場合はその介護施設ごとに利用者IDを取得する必要がありますか。	借受人（学生）の就職先を正確に把握する目的で、利用者IDは各施設ごとに取得をお願いしております。 ただし、就職先施設までは未定であったり、あるいは、保証料の精算を施設ごとではなく法人単位で行われるようでしたら、法人での利用者IDの取得でも構いません。
	なぜ、利用登録申請書は紙とエクセルの両方を提出しなければならないのですか。	利用登録申請書は紙が原本となり、介養協で保管いたします。一方、保証会社での登録作業において転記ミスなどを防ぐためにエクセルシートのデータを利用します。そのため、お手数ですが両方（紙・エクセル）をご提出いただけますようお願いいたします。
	利用登録申請書を介養協経由とする理由を教えてください。	本制度は介養協の会員校が利用できるものであるため、その確認を行うためと介養協が連帯保証人の代理としてイントラストと「保証基本契約」を締結するためです。
	利用者IDの取得のために介養協や保証会社への支払いが必要ですか	必要ありません。
	利用者IDは借受人（学生）や法人内の就労施設、年度など変っても同じものを使用していいのですか。	就労施設や年度が変わっただけ（連帯保証人は変更なし）であれば、利用者IDは同じものをご使用いただけます。連帯保証人が変更になる場合には、利用者IDは変更いただく必要があります。
	最終的に本保証制度を利用しないかもしれませんが利用者IDを取得してもよいですか。	利用者IDは利用登録目的のみですので、制度を利用するかどうか未定でも、利用者IDは取得可能です。
利用登録申請書	申請者欄にある申請日とはどの日付を入れるのが正しいですか。	記入いただいた日を入力してください。
	事務所が別の場所にあるのですが、申請者欄にある本社所在地住所は、どこの住所を入力したらいいでしょうか。	本社所在地欄の住所は、連帯保証人（申請者）の登記簿に記載されている住所を入力してください。
	法人として連帯保証人となっているのに施設名を記入する理由を教えてください。	借受人（学生）の就職先を正確に把握する目的がございます。 また、利用者IDを根拠に、保証料の請求書の出し分けをしております。保証料の精算を分ける必要がなければ施設単位での利用登録は必須としておりません。
	電話番号やメールアドレスは担当者のものを記入したほうが良いのですか。	何かあった時に学生との連絡が取りやすい方の連絡先をご記入願います。メールアドレスについては、共有アドレスがある場合は担当者変更を考慮してそちらをご記入ください。
	代表者の印欄は角印ではいけませんか。	角印で問題ありません。
	貸付を受ける学生は同じだが、途中で連帯保証人が変わる場合申請書は再度提出が必要ですか。	変更後の連帯保証人が利用者ID未取得であれば、新たに申請してください。
	介護施設が連帯保証人になる場合に養成校経由の申請とする理由は何ですか。	養成校が貸付契約締結の為に学生をサポートしており、学生との連絡ルートや情報を持っている為です。
	介養協会員番号がわかりません。	介養協にお問合せ下さい。
	介護施設が連帯保証人の場合、全件申請とありますが、養成校は全件でなくてもいいのでしょうか。 そもそもなぜ全件なのですか。	介護施設、養成校に限らず貸付制度の連帯保証人になる法人が保証制度を利用する場合、その保証する全ての学生についてお申込みをお願いしております。未収リスクが高い学生、低い学生を一緒に引き受けることで保証料金額の均衡を保つためです。

保証申込

小分類	質問	回答
	保証申込書の様式はどこから取得できるのですか。	介養協のホームページからダウンロードいただけます。

保証申込	なぜ、利用登録申請書と保証申込書の２種類の書類手続きが必要なのですか。	利用登録申請書は連帯保証人になる意思がある法人が利用登録を行う為に必要なもの、一方、保証申込書は連帯保証人になる介護施設などが申込手続きを行う養成校に対して保証制度を利用する意思があることを確認するためのもので、目的が異なる為です。
	申込日はいつを指しますか。登録申請を申請した日付ですか。	申込書を記入される当日の日付をご入力いただければと思います。
	連帯保証人が法人の住所を変更したときは手続きが必要ですか。	住所変更等の異動について、システムより情報変更の申請をお願いいたします。
	保証申込は、各都道府県社会福祉協議会への貸付けの申込と同時でないといけませんか。	利用者IDは先に取得頂く方がよいですが、保証申込は貸付制度の申込み後でも問題ありません。
	養成校が行う保証申込の確認は、申込内容に不備がないかのほかに、各都道府県社会福祉協議会への貸付申込書と合致しているかの確認が必要ですか。	各都道府県社会福祉協議会の貸付申込書との照合は、契約確定通知の際に養成校にてご対応いただきますようお願いいたします。
	申込人変更手続きの際にも養成校が窓口になりますか。	変更のお手続きについては、変更が発生した方からの申請で結構でございます。
	法人名等は利用登録申請書と同じにしないといけませんか。	施設ごとに利用登録申請を行って頂き、利用者IDが付与されます。保証申込書にも利用者IDを記載頂くので、利用登録申請と同じ法人名・施設名を記載してください。
	保証制度の申込人に関する基本情報を変更する場合の具体的な手続きについて教えてください。	システム上よりお手続きください。 また、連帯保証人が変更になる際もシステムからのお手続きとなります。 ※変更後の連帯保証人様にも利用者IDを取得いただく必要がございます。
	学生が携帯電話を持っていない場合は友達の電話を記入してもよいのですか。	記載していただいて結構です。その場合、友人等（第三者）の携帯であることを備考欄に入力してください。なお、代位弁済請求時に本人携帯番号がわかる場合は記載をお願いいたします。
個人情報の取扱い 同意及び 保証委託に 関するご確認	個人情報同意書の様式はどこから取得できるのですか。	介養協のホームページからダウンロードできます。
	保証申込書はエクセルファイルなのに、なぜ個人情報同意書は紙なのですか。	個人情報同意書は借受人（学生）から署名・捺印（サイン可）を必要としますので紙で取得する必要があります。紙の原本は、紛失しないように申請者（連帯保証人）様にて大切に保管して下さい。個人情報同意書（複写）は代位弁済請求時の必須書類となり、提出がない場合は保証が出来かねます。
	保証申込書と個人情報同意書は同時に送らないといけませんか。	保証申込を行う際、個人情報同意書に学生の署名を取り付けてください。介養協、イントラストへの同意書の送付は不要で、原本は申請者（連帯保証人）様にて大切に保管してください。個人情報同意書（複写）は代位弁済請求時の必須書類となり、提出がない場合は保証が出来かねます。
	なぜ介養協も個人情報を得る必要があるのですか。	介養協は連帯保証人の代理として保証会社との保証基本契約に基づく個別保証契約を締結します。介養協はイントラストと共に養成校からの第三者提供により、必要に応じて情報を取得します。
	借受人（学生）にも保証制度のことは知らせますか。	学生の個人情報取り扱いに関する同意を得るプロセスの中で、本制度を利用することについてご説明をお願いします。
	個人情報同意書に記載されている内容を変更してもよいですか。	原則、変更は不可とさせていただいております。無断で内容に変更を加えた場合、保証の提供ができないことがございますのでご注意ください。
	個人情報同意書について保証会社のことを伝えると、学生によっては悪知恵が働き、返さなくてもよいと思ってしまうのではないですか。	個人情報を入手することになるので保証会社の名前は出す必要があります。 学生にはあくまでも自分が債務者であり、保証制度は学生をサポートしてくれる連帯保証人が万が一の時の制度であることをご説明いただきたいです。
	保証申込書が受理された後に、各都道府県社会福祉協議会からの貸付制度が受けられないことが判明した場合、個人情報は廃棄されますか。	廃棄します。
	個人情報はイントラスト及び介養協においてどのように保管、管理されますか。個人情報管理に関する規程を開示してもらえますか。	イントラストのホームページでご確認ください。 https://www.entrust-inc.jp/policy/ 介養協HPでご確認ください。 https://kaiyokyo.net/
	署名と捺印は両方必要ですか。	署名捺印をお願いいたします。ただし、印鑑がない場合はサインで結構です。
契約確定通知	都道府県社会福祉協議会の貸付決定が2回に分けて行われた場合、契約確定通知は全員分の通知ではなく、貸付決定ごとの通知でもいいですか。	決定ごとの送付で問題ありません。

契約確定通知	契約確定通知はいつまでに行えばいいですか。	貸付契約締結後、可及的速やかにお手続き願います。

代位弁済

小分類	質問	回答
発生時	代位弁済が発生した場合において、イントラストが学生から返還を受けられなかった場合、イントラストから連帯保証人に催促されるようなことがあるのか。	ありません。
請求遅延	保証会社への代位弁済の請求が、社会福祉協議会から請求を受けてから10日以内に間に合わなくても弁済してもらえますか。	原則、代位弁済請求が遅れた場合はお支払いができません。 借受人に異常が確認された時点で、保証会社への状況共有をお願いしておりますため、特段のご事情等がある場合は、予め保証会社へご相談いただけましたら、お支払可否について検討いたします。
代位弁済金額	保証会社から支払われる代位弁済の金額は、各都道府県社会福祉協議会から請求された額の全額ですか。	１７０万円を限度額として、社会福祉協議会から代位弁済請求された金額全額を保証会社から連帯保証人に支払います。但し、未払保証料がある場合は代位弁済金から未払保証料を控除した金額が振り込まれます。 （例）保証料を３年分を支払った時点で、 社会福祉協議会から１６８万円の代位弁済請求を受けた場合 支払済み保証料：８１，０００円・未払い分保証料：１０８，０００円 代位弁済金（１６８万円）ー未払い分保証料（１０８，０００円） ＝イントラストからの振込額１，５７２，０００円
	借受人が借受額を分割返済することとなった場合で、就職後５年目以降に分割返済額について連帯保証人に代位弁済請求された場合は保証してもらえますか。	保証します。
請求の確認	各都道府県社会福祉協議会から代位弁済請求がされたことを保証会社へどのように連絡するのですか。	システムよりお手続きください。 詳細につきましては、システムマニュアルをご参照ください。
保証会社の確認	返済することとなった借受人はどのようにして保証会社が正当な代位弁済の支払者であると確認できるのでしょうか。	保証会社名は学生が署名した個人情報同意書に記載してあり、イントラストが正当な代位弁済の支払者であることを確認できます。
借用証書	連帯保証人が代位弁済したことによって、貸付者から借用証書が送付されました。この借用証書は保証会社へ送付しますか。	イントラストへの送付は不要です。ただし、訴訟等の際に必要になるケースがあるため大切に保管してください。
手続き	代位弁済時、養成校でやることはありますか。	学生に関する情報提供等を求めることがございます。

督促・回収

小分類	質問	回答
督促時期	保証会社は代位弁済金の送金後、どのタイミングで借受人への督促を開始しますか。	代位弁済金の支払後に速やかに借受人に対して督促を行います。
連絡事項	介護施設や養成校は督促される借受人について、現住所などの情報を得た場合は保証会社へ連絡する必要がありますか。	保証会社から求償権行使の為に情報提供要請があった場合は、連絡願います。
根拠法	保証会社から学生に督促できる法的根拠は何ですか。	保証会社が連帯保証人に金員を立替えることで借受人に対する求償権を取得します。この求償権に関する根拠法令は、民法第４６２条（委託を受けない保証人の請求権）です。
遅延利息	返済の期限が過ぎてしまった場合に遅延利息は発生しますか。	原則、遅延利息（遅延損害金）は請求しません。ただし、訴訟等になった場合は判決文に従い請求するケースはあります。
海外への督促	借受人（外国人）が帰国してしまった場合の督促はどのようになりますか。	架電・メール・SNS等で督促いたします。
連絡	退学や退職時に介養協が「事象の確認」をするとのことですが、養成校もしくは施設から介養協に連絡を入れる必要はありますか。	まずは申請者から保証会社の方にご連絡をお願いいたします。 介養協では、保証会社経由で事象の確認を行います。

その他

小分類	質問	回答
保証会社	保証会社が破錠した場合などはどうなりますか。	イントラストが破綻した場合は管財人の決定にもとづき配当可能な金員があれば分配されます。
養成校の役割	本保証制度に係る養成校の役割を全て教えてください。	養成校には通常の修学資金貸付制度利用時の学生サポートに加えて、本保証制度の窓口である介養協もしくは保証会社との間の利用登録申請、保証申込、確定者リストの送付などのご協力をお願いいたします。

周知・普及活動	本制度の普及・周知などの広報活動は誰の責任で行いますか。	イントラストの責任で行います。介養協はそれに協力します。
パンフレット	介護施設に本制度を説明するためのパンフレットはありますか。	一枚モノのリーフレットと説明書（「介護福祉士修学資金保証制度のご案内」）をご利用ください。 介養協の介護福祉士修学資金保証制度のページ（https://kaiyokyo.net/guarantee/）に掲載してあります。 紙で印刷したものもあるので、お入り用の場合は介養協宛にご連絡ください。